

平成22年度 第6回宇部市特別職報酬等審議会会議録（要約）

日時 平成23年1月27日（木） 13時30分～14時30分

場所 市役所 本庁4階 第2委員会室

出席者

・出席委員8名

光井 一彦 （宇部商工会議所 顧問） 会長
大田 明登 （弁護士） 会長職務代理
赤川 信恒 （NPO 法人 うべネットワーク 理事長）
河村 竜太 （宇部青年会議所 直前理事長）
河野 幸子 （国際ソロプチミスト宇部 会長）
梨木 譲二 （連合山口宇部地域協議会 顧問）
藤田 昭一 （宇部市自治会連合会 会長）
脇 和也 （株）宇部日報社 代表取締役社長）

・欠席委員2名

河野 直行 （宇部市漁業組合連合会 会長）
前田 文樹 （山口宇部農業協同組合 代表理事組合長）

・事務局

木藤 昭仁 （総務管理部長）
常田 完治 （総務管理部次長）
仁井 多加志 （総務管理部職員課長）
村上 正和 （総務管理部職員課長補佐）
島田 伸弘 （総務管理部職員課給与厚生係長）
上村 圭二 （総務管理部職員課人事研修係長）
綿貫 哲之 （総務管理部職員課主任）
川本 満隆 （総務管理部職員課）

議事

1 行政委員の報酬の見直しについて

（事務局） 過半数以上の出席がありますので、会議が成立していることを報告します。それでは、議事進行につきましては、会長をお願いします。

（会長） 現在審議している行政委員や各種審議会等の委員報酬について、今回、審議会の意見がまとまり、答申した場合には、3月議会に議案として上程されます。

そのことを踏まえて本日は審議していただきたいと思います。

それでは、事務局より本日配付された資料について説明をお願いします。

(事務局) <「これまでの特別職報酬等審議会における要点整理」等の説明～約10分～>

(会長) それでは、まずは行政委員の報酬について審議に入りたいと思います。

現在、審議会では、農業委員会は月額支給を維持、その他の行政委員は日額とすることで審議しています。

このことは、月の活動回数が少ない、また、活動回数が各月で異なっているにも関わらず、各委員会とも月額で報酬が支給されていることに対する不平等さをなくすという面、また、市の財政状況を踏まえた経費の削減という面からも妥当な方向性であると考えます。

見直しのたたき台として、案が1から4までありますが、委員の皆様、何かご意見はありますか。

(委員) 私は、算出根拠としては常勤監査委員の給料月額をベースに算出された案1と案3が良いと思います。

その中で、日額とした場合でも、ある程度の報酬額は必要であり、現行の報酬の総支給額を上回るか否かということを検討する必要はないと考えます。よって、案1が妥当だと思います。

(委員) 私は、案2が妥当だと考えます。

(委員) 審議会では、各行政委員の報酬額は同額とするという方向性です。そうなった場合、各行政委員の活動状況により報酬の総支給額が現行より増減するのは止むを得ないことだと考えます。経費の削減ありきで見直すのではなく、標準となる報酬額をベースに見直しをするべきだと思います。よって、私は、案1が妥当であると考えます。

(委員) 各行政委員が責任を持って活動していただいている中で、報酬額を下げすぎるのもおかしいのではないのでしょうか。

各行政委員の活動実績や職責を考慮すると、私は案2が妥当ではないかと考えます。

(委員) 前回の審議会では、各行政委員の活動内容や専門性を考慮することは困難であるため、活動内容の濃淡ではなく、活動実績に基づき報酬を支給するという方向になりました。そうすると、各行政委員の活動実績には違いがあることから、活動回数が少なければ減額され、活動回数が多ければ増額となるのは止むを得ないことだと考えます。

案3と案4は全ての行政委員について、現行の支給額を上回らないことを前提としたものであり、経費の削減ありきのものとなっています。

そういったことを考慮した上で、案2が妥当であると考えます。

(委員) 今回、たたき台として出された案3と案4は、日額とした場合に、各行政委員全員について支給金額が現行より上回らないよう考慮したものということによろしいですか。

(事務局) 年間の総支給額が、大半の行政委員は減額される中で、特定の行政委員のみ増額されるとい

うことを避けようという案もたたき台としては良いのではないかと考えたものです。

(委員) 私が考えたのは、大半の行政委員は報酬を減額される中で、増額となる特定の行政委員がその事を気にするのかどうかということです。私は報酬が現行より増額されるということに違和感があり、全体的なバランスを考えたら、案4が妥当ではないかと考えます。

(委員) 現在の経済情勢は厳しく、民間の賃金は下がっているのではないのでしょうか。市民感情を考慮すると、案4が妥当ではないかと考えます。

(会長) 皆様のご意見をお伺いしましたが、案1、案2、そして案4が妥当であるという意見でした。私は宇部市をどうするべきかが重要だと考えます。現在ほとんどの自治体の財政状況は厳しく、経費削減の方向であり、宇部市も例外ではありません。

しかしながら、そのような状況の中にあっても、行政委員会がなくなっても良いかといえば、決してそのようなことはありません。市としての機能が低下します。

そのように考えると、やはり行政委員は有識者から選任されるべきであり、それに見合った報酬も必要と考えます。その上で、委員会の職務内容を重視し、ボランティア精神を持った方をお願いすれば良いのではないかと考えます。

なお、審議会として答申する際には、条例改正に際しての議会への説明を踏まえると、報酬額についても根拠が必要です。単にこの報酬額が妥当であるという答申内容は好ましくありません。

(事務局) 見直しされた自治体における報酬額の根拠としては、常勤監査委員の報酬額をベースに算出したものや、活動実績に基づき算出した例があります。

(委員) 各行政委員会について、定例の委員会を年に何回開催するという規定はありますか。

(事務局) 非常勤の監査委員は例月出納検査がありますので、最低でも月に1回は必ず活動されます。また、公平委員会は規則で毎月1回定例会を開催するようになっています。その他、申し合わせや内規等で定めている場合もあるかと思えます。

(委員) 公平委員会は必ずしも審査する事案があるわけではないと思います。打合せや協議することはあると思いますが、月額支給であるために月に1回は定例会を開催するということもあるのではないのでしょうか。

非常勤の監査委員の場合ですが、年間の活動回数は、識見も議員も年間42日となっています。月額支給となった場合も同程度の活動回数なのではないのでしょうか。

(事務局) 非常勤の監査委員については、年間40日程度活動される可能性があると思います。例月出納検査のほか、2年間で10数部ある部等について定期監査を全て実施し、それに対する協議や講評をされます。また、決算審査委員会にも出席されますので、月額支給となっても活動回

数はあまり変わらないと思います。

教育委員会、選挙管理委員会についても、同様かと思います。

教育委員会委員については、職務内容が幅広く、定期的な活動以外の活動もあります。

選挙管理委員は、選挙人名簿の登録(年4回)抹消処理のための委員会が毎月開催されます。また、年間平均で1～2回選挙が実施されますが、その場合には5日～6日程度は委員会を開催します。その他、農業委員会委員の選挙人名簿の調整等もありますので、活動回数は同程度と思われる。

公平委員会委員については、審査機関ということもあり、事案がなければ活動回数は少なくなるかもしれませんが、それ以外の行政委員については、現在の活動実績とあまり変わらないと思われる。

(委員) 反対に活動回数が増えることはあるのでしょうか。

(事務局) 非常勤の監査委員の場合、監査の対象を拡げたり、監査の回数を増やすなどすれば増える可能性はあります。

(委員) 例えば50回となれば、それだけ報酬を支払うことになるのでしょうか。

(事務局) 日額となれば活動回数に応じて支給することになります。

(委員) 日額とは、何時間をもって1日と判断するのですか。

(事務局) 1日とは1回ということで考えることになります。3時間でも4時間でも1回とカウントし支給するようになります。

(会長) 活動回数が変わらないのであれば、日額とした場合、教育委員会委員は大幅に減額となるのが気になります。教育委員会委員は職務内容も幅広いので、活動回数を増やすということが出来るのでしょうか。

(委員) 日額支給となった場合、大半の委員は現行より報酬が減額となる。そのときに、これまでより活動回数を増やして支給額を増やそうという委員はいらっしゃらないとは思いますが、可能性がないわけではありません。

(事務局) 例えば委員会を開催するためには、事前に内容の調整、資料作成、開催後には議事録の作成の業務等があります。事務局のこれらへの対応等を考えた場合、多少増えることはあるかもしれませんが、これまでより大幅に増えることはないと思います。

(会長) 活動回数が少ないにも関わらず月額支給というのは疑問です。公平委員会委員は事案がなければ月に1回の活動で月額支給でした。日額とすることは妥当と考えます。

意見も大体出たようです。それでは、日額の報酬額についてですが、これまでの意見をまとめると、財政状況を踏まえた場合、現行より削減する必要がある。しかしながら、各委員とも一定の専門的知識が必要な有識者であることを考慮すると、ある程度の報酬額も必要である。

日額単価を同額とした場合、各委員の活動実績にバラツキがあり、現行より大幅な減額となる。また、増額となる場合もあるが、活動実績により支給する以上は止むを得ない。

なお、単価を算出する際には常勤監査委員の給料月額をベースとして算出する方法が良いのではないかと。

このような内容であったと思います。

(委員) 1つ疑問があるのですが、非常勤の監査委員の現行の報酬額については、識見と比較して議員は半分以下です。日額を同額にするのはいかがかと思いますが、元々の現行額の差に何か根拠があるのですか。

(事務局) 非常勤の監査委員については識見も議員も職務内容は同様です。現行の報酬額が大きく異なるのは、議員さんは元々、市から議員としての月額報酬が支給されているからではないかと思えます。

(会長) 日額支給とした場合、同様の職務内容であるにも関わらず報酬額に差を設けるのはいかがでしょう。仮に現行と同じ比率で金額に差を設けた場合、識見の監査委員の報酬額は県レベルの水準となり、市レベルの報酬額としては高額ではないでしょうか。

委員の皆様、他に意見はありますか。

私としては、財政状況や行政委員は一定の専門的知識が必要な有識者であることも踏まえると案1が妥当と考えます。

案1で答申したいと考えますが、委員の皆様いかがでしょうか。

委員から異議なし

2 固定資産評価審査委員会の委員報酬について

(会長) それでは、次に固定資産評価審査委員会の委員の報酬について審議したいと思います。

現行の報酬額は附属機関の審議会等の委員と同額の6,300円です。しかしながら、他の行政委員と同様に法設置の行政委員であり、今回、他の行政委員は日額に見直し、日額単価は同額にするということを踏まえれば、この委員のみ別の報酬額とする必要はないと考えます。

(委員) なぜ附属機関の審議会等の委員と同額なのですか。

(事務局) 元々、他の行政委員は全て月額支給であり、日額を算出する根拠がなかったため、附属機関の審議会等の委員と同額としたのではないかとと思えます。

その理由としては、今回、行政委員の報酬の支給方法を月額から日額に見直す際には、他県

等が参考にできましたが、当初より日額支給を前提として固定資産評価審査委員会を設置した際には、行政委員は月額であったため、参考となる事例がなかったのではないのでしょうか。

(会 長) 委員さんは何人いらっしゃいますか。

(事務局) 6人です。土地と家屋の部会をそれぞれ3人ずつで作られています。事案が発生した場合、まずは3人で審議し、最終的に6人で審議されます。

(会 長) 年間どれくらい活動されるのですか。

(事務局) 不服申し立てがなければ、年1回~2回程度です。

(会 長) それでは、他の行政委員と同額とすることよろしいでしょうか。

委員から異議なし

3 条例設置の各種審議会、協議会委員等の報酬について

(会 長) それでは、次に条例設置の各種審議会委員等の報酬について審議したいと思います。

前回の審議会では、現行6,300円については、市の財政状況、県内他市の状況等を考慮し、4,000円程度とするという意見でした。交通費についての話もありました。

延べ600人位の多くの市民の方が委員になられていますが、ある意味ボランティア精神も必要ではないかと思えます。

委員の皆様、なにか意見はありますか。

(委 員) 4,000円とした場合の効果額は、600人×2,300円位の効果があるのですか。

(事務局) 委員数ではなく活動の延べ日数で算出した効果額は、年間約300万円です。

(委 員) 前回、会議の開催時間によって報酬額を減額するという意見があったと思いますが、開催時間は考慮せずに一律4,000円ということでしょうか。

(会 長) 交通費が支給されていない点も考慮すると、一律でも良いのではないのでしょうか。

委員から異議なし

(会 長) それでは、審議する内容については、ある程度まとまりました。全体を通してでも、また、他の意見でも構いません。委員の皆様が何かございませんか。

委員から特に意見なし

4 今後の日程について

(委員) 今後はどのような日程となりますか。

(事務局) 今回、審議会としての意見がまとまりましたので、これから答申案を作成し、なるべく早く各委員さんにお渡し、目を通していただきたいと考えます。そして、各委員さんからご意見をいただき、集約した答申案を会長さんに見ていただきたいと考えます。

(会長) いつ頃になりますか。

(事務局) 議案や予算の関係もございますので、出来るだけ早く作業し、2月3日までに答申書の原案を作成して各委員さんに配付し、翌週の2月7日までにご意見をいただき、最終案として会長を調整したいと思います。

(会長) それでは2月3日までに答申案を各委員さんへお配りして、2月7日までにご意見を頂戴したいと思います。答申日時はいつにしましょうか。

(事務局) 答申の日時については2月10日で調整させていただきたいと思います。

(会長) それでは、昨年から6回にわたり審議会を開催しました。委員の皆様には大変貴重なご意見をいただき、大変ありがとうございました。

以上をもちまして、宇部市特別職報酬等審議会を終了します。

審議会終了時刻 14時30分